毎週 火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



# 長崎県公報

# 目 次

# ◎ 条 例

- ○長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例
- ○長崎県税条例の一部を改正する条例
- ○ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例
- ○長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に 関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する 条例の一部を改正する条例
- ○長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例
- ○長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例
- ○長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例
- ○長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

# 所管課(室)名

県民センター

税 務 課

, 423 i

情報システム課

水產加工流通課

農村整備課

住 宅 課

警察本部警務課

# 条 例

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

# 長崎県条例第43号

長崎県個人情報保護条例の一部を改正する条例 長崎県個人情報保護条例(平成13年長崎県条例第38号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

## 改正後

(情報提供等記録の訂正に係る通知)

第33条の4 実施機関は、前条の規定により準用する第28条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

# 改正前

(情報提供等記録の訂正に係る通知)

第33条の4 実施機関は、前条の規定により準用する第28条第1項の決定に基づく情報提供等記録の訂正を実施した場合において、必要があると認めるときは、<u>総務大臣</u>及び番号法<u>第19条第7号</u>に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は<u>同条第8号</u>の条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。)の記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知するものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

## 長崎県条例第44号

長崎県税条例の一部を改正する条例

第1条 長崎県税条例(昭和47年長崎県条例第7号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

### 改正後

附則

1~5 略

(県民税の法人税割の税率の特例)

6 平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に終了する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8(次項において「加算率」という。)を加算した率(次項において「特例税率」という。)とする。

(県民税における中小法人等に対する不均一課税)

- 7 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の 額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本 金の額若しくは出資金の額を有しないもの(保険業法に 規定する相互会社を除く。)、法第24条第1項第4号の2 に掲げる者又は法第24条第6項において法人とみなされ るものであって、かつ、法人税割の課税標準となる各事 業年度分の法人税額が年1,000万円以下のものに対する各 事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算 した法人税割額から当該法人税割額に加算率が特例税率 のうちに占める割合を乗じて計算した額に相当する額を 控除した金額とする。
- 8 前項に規定する各事業年度分の法人税額とは、法第23 条第1項第4号の法人税額をいい、法人税法(昭和40年 法律第34号)第80条(同法第144条の13において準用する 場合を含む。)の規定により還付を受けた法人税額につい て法第53条第15項の規定の適用がある場合には、当該規 定を適用して計算した後の額とする。

### 9 略

- 10 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する 法人の附則第7項の各事業年度分の法人税額が年1,000万 円以下であるかどうかの判定は、法第57条第1項の規定 により関係都道府県に分割される前の額によるものとす る。
- 11 附則第7項中「年1,000万円」とあるのは、事業年度が 1年に満たない法人に対する同項の規定の適用について は「1,000万円に当該事業年度の月数を乗じて得た額を12 で除して計算した金額」とし、法人税法第72条第1項(同 法第144条の4第1項又は第2項に読み替えられている場 合を含む。)の規定の適用を受ける法人に対する同項の規 定の適用については「500万円」とする。

12~36 略

改正前

附 1~5 略

(県民税の法人税割の税率の特例)

- 6 平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に終了する各事業年度分<u>又は各連結事業年度分</u>の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8 (次項において「加算率」という。)を加算した率 (次項において「特例税率」という。)とする。(県民税における中小法人等に対する不均一課税)
- 7 県内に事務所又は事業所を有する法人のうち資本金の額若しくは出資金の額が1億円以下のもの若しくは資本金の額若しくは出資金の額を有しないもの(保険業法に規定する相互会社を除く。)、法第24条第1項第4号の2に掲げる者又は法第24条第6項において法人とみなされるものであって、かつ、法人税割の課税標準となる各事業年度分の法人税額又は各連結事業年度分の個別帰属法人税額が年1,000万円以下のものに対する各事業年度分区は各連結事業年度分の法人税割額は、前項の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に加算率が特例税率のうちに占める割合を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする。
- 8 前項に規定する各事業年度分の法人税額とは、法第23 条第1項第4号の法人税額を、各連結事業年度分の個別 帰属法人税額とは、同条第1項第4号の2の個別帰属法 人税額をいい、法人税法(昭和40年法律第34号)第80条 (同法第144条の13において準用する場合を含む。)の規定 により還付を受けた法人税額について法第53条第15項の 規定の適用がある場合には、当該規定を適用して計算し た後の額とする。

### 9 略

- 10 2以上の都道府県において事務所又は事業所を有する 法人の附則第7項の各事業年度分の法人税額<u>又は各連結</u> 事業年度分の個別帰属法人税額が年1,000万円以下である かどうかの判定は、法第57条第1項の規定により関係都 道府県に分割される前の額によるものとする。
- 11 附則第7項中「年1,000万円」とあるのは、事業年度<u>又</u> <u>は連結事業年度</u>が1年に満たない法人に対する同項の規 定の適用については「1,000万円に当該事業年度<u>又は当該</u> <u>連結事業年度</u>の月数を乗じて得た額を12で除して計算し た金額」とし、法人税法第72条第1項(同法第144条の4 第1項又は第2項に読み替えられている場合を含む。)の 規定の適用を受ける法人に対する同項の規定の適用につ いては「500万円」とする。

12~36 略

第2条 長崎県税条例の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後

附則

1~5 略

(県民税の法人税割の税率の特例)

6 令和5年1月1日から令和9年12月31日までの間に終了

附 則 1~5 略

(県民税の法人税割の税率の特例)

6 平成30年1月1日から令和4年12月31日までの間に終了

改正前

する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8(次項において「加算率」という。)を加算した率(次項において「特例税率」という。)とする。

7~36 略

する各事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、同条に規定する税率に100分の0.8(次項において「加算率」という。)を加算した率(次項において「特例税率」という。)とする。

7~36 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和5年1月1日から施行する。 (法人の県民税に関する経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の長崎県税条例附則第6項から附則第8項まで、附則第10項及び附則第11項の規定は、令和4年4月1日(以下この項において「施行日」という。)以後に開始する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。
- 3 第2条の規定による改正後の長崎県税条例附則第6項の規定は、令和5年1月1日(以下「施行日」という。) 以後に終了する事業年度分の法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度分の法人の県民税に ついては、なお従前の例による。

ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県条例第45号

ながさき森林環境税条例の一部を改正する条例 ながさき森林環境税条例(平成18年長崎県条例第67号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

# 改正後

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第2条 平成19年度から<u>令和8年度</u>までの各年度分の個人の 県民税の均等割の税率は、東日本大震災からの復興及び長 崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例 (平成24年長崎県条例第7号)第1条の規定にかかわらず、 同条に規定する税率に500円を加算した額とする。
  - (法人の県民税の均等割の税率の特例)
- 第3条 平成19年4月1日から<u>令和9年3月31日</u>までの間に 開始する各事業年度又は地方税法(昭和25年法律第226号) 第52条第2項第4号の期間に係る法人の県民税の均等割の 税率は、県税条例第15条の規定にかかわらず、同条第1項 の表の左欄に掲げる法人の区分に応じ、それぞれ同表の右 欄に定める額に、当該額に100分の5を乗じて得た額を加 算した額とする。

改正前

(個人の県民税の均等割の税率の特例)

- 第2条 平成19年度から<u>平成33年度</u>までの各年度分の個人の 県民税の均等割の税率は、東日本大震災からの復興及び長 崎県が実施する防災のための県税の臨時特例に関する条例 (平成24年長崎県条例第7号)第1条の規定にかかわらず、 同条に規定する税率に500円を加算した額とする。
  - (法人の県民税の均等割の税率の特例)
- 第3条 平成19年4月1日から<u>平成34年3月31日</u>までの間に 開始する各事業年度<u>若しくは各連結事業年度</u>又は地方税法 (昭和25年法律第226号)第52条第2項第4号の期間に係る 法人の県民税の均等割の税率は、県税条例第15条の規定に かかわらず、同条第1項の表の左欄に掲げる法人の区分に 応じ、それぞれ同表の右欄に定める額に、当該額に100分 の5を乗じて得た額を加算した額とする。

附則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び 特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県条例第46号

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用 及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

長崎県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年長崎県条例第59号)の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第11号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法<u>第19条第11号</u>の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 略

(趣旨)

第1条 この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。 以下「法」という。)第9条第2項に基づく個人番号の利用及び第19条第10号に基づく特定個人情報の提供に関し必要な事項を定めるものとする。

(特定個人情報の提供)

- 第5条 法第19条第10号の条例で定める特定個人情報を提供することができる場合は、別表第3の情報照会機関の欄に掲げる機関が、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関に対し、同表の事務の欄に掲げる事務を処理するために必要な同表の特定個人情報の欄に掲げる特定個人情報の提供を求めた場合において、同表の情報提供機関の欄に掲げる機関が当該特定個人情報を提供するときとする。
- 2 略

附則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

# 長崎県条例第47号

長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例の一部を改正する条例 長崎県地方卸売市場長崎魚市場条例(令和2年長崎県条例第25号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正征	复		改正前					
別表(第10条関係)			別表(第10条関係)					
区分	区分 単位 金額		区分 単位 金額					
略			略					
卸売場現場詰所 空調設備あり	略		卸売場西棟現場詰所使用料 略					
使用料 空調設備なし			卸売場西棟事務室使用料					
略			略					
備考略			備考略					

附則

この条例は、公布の日から施行する。

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

### 長崎県条例第48号

長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の一部を改正する条例 長崎県営土地改良事業分担金徴収条例(昭和31年長崎県条例第70号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正後	改正前				
別	表第1(第3条関	係)	別	表第1(第3条関	<b>]</b> 係)		
	事業の種別	分担金の率		事業の種別	分担金の率		
	経営体育成基盤整備	離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく指定		経営体育成基盤整備	離島振興法(昭和28年法律第72号)に基づく指定		

### 事業 地域以外の地域の場合 事業 地域以外の地域の場合 事業費(事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。) 事業費(事務費及び工事雑費を除く。以下同じ。) の20パーセント(山村振興法(昭和40年法律第 の20パーセント(山村振興法(昭和40年法律第 64号) に基づく指定地域、半島振興法(昭和60 64号) に基づく指定地域、半島振興法(昭和60 年法律第63号) に基づく指定地域、特定農山村 年法律第63号) に基づく指定地域、特定農山村 地域における農林業等の活性化のための基盤整 地域における農林業等の活性化のための基盤整 備の促進に関する法律(平成5年法律第72号) 備の促進に関する法律(平成5年法律第72号) に規定する地域、過疎地域の持続的発展の支援 に規定する地域、過疎地域自立促進特別措置法 に関する特別措置法(令和3年法律第19号)に (平成12年法律第15号) に規定する地域、急傾 規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は 棚田地域振興法(令和元年法律第42号)に基づ 和元年法律第42号)に基づく指定地域の場合は、 く指定地域の場合は、事業費の17.5パーセント) 事業費の17.5パーセント) 離島振興法に基づく指定地域の場合 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント 事業費の16.5パーセント 次項に掲げる地域以外の地域の場合 次項に掲げる地域以外の地域の場合 耕作放棄地解消・発 耕作放棄地解消・発 事業費の20パーセント 生防止基盤整備事業 生防止基盤整備事業 事業費の20パーセント 離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づ 離島振興法に基づく指定地域、山村振興法に基づ く指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定 く指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定 農山村地域における農林業等の活性化のための基 農山村地域における農林業等の活性化のための基 盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎 盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過疎 地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規 地域自立促進特別措置法に規定する地域、急傾斜 定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又は棚田 地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に基づく 地域振興法に基づく指定地域の場合 指定地域の場合 事業費の15パーセント 事業費の15パーセント ため池等整備事業 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 ため池等整備事業 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 大規模事業 事業費の20パーセント 大規模事業 事業費の20パーセント 小規模事業 事業費の25パーセント(山村振興 小規模事業 事業費の25パーセント(山村振興 法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定 法に基づく指定地域、半島振興法に基づく指定 地域、特定農山村地域における農林業等の活性 地域、特定農山村地域における農林業等の活性 化のための基盤整備の促進に関する法律に規定 化のための基盤整備の促進に関する法律に規定 する地域、過疎地域の持続的発展の支援に関す する地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定 る特別措置法に規定する地域若しくは棚田地域 する地域若しくは棚田地域振興法に基づく指定 地域に該当する場合又は該当する地域を含む場 当する地域を含む場合にあっては、事業費の 合にあっては、事業費の22.5パーセント) 22.5パーセント) 離島振興法に基づく指定地域の場合 離島振興法に基づく指定地域の場合 大規模事業 事業費の13.125パーセント 大規模事業 事業費の13.125パーセント 小規模事業 事業費の15パーセント 小規模事業 事業費の15パーセント 地域ため池総合整備 調査計画事業 地域ため池総合整備 調査計画事業 事業 事業費の25パーセント 事業 事業費の25パーセント 総合整備事業 総合整備事業 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント(山村振興法に基づく 事業費の21パーセント(山村振興法に基づく 指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特 指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特 定農山村地域における農林業等の活性化のた 定農山村地域における農林業等の活性化のた めの基盤整備の促進に関する法律に規定する めの基盤整備の促進に関する法律に規定する 地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定す 地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法に規定する地域又は棚田地域振興 る地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域 のうち、知事が定める基準に該当する地域の 準に該当する地域の場合にあっては、事業費 場合にあっては、事業費の16パーセント) の16パーセント) 離島振興法に基づく指定地域の場合 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の17パーセント (知事が定める基準に 事業費の17パーセント (知事が定める基準に 該当する地域の場合にあっては、事業費の9 該当する地域の場合にあっては、事業費の9 パーヤント) パーセント) 畑地帯総合農地整備 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 畑地帯総合農地整備 離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業(担い手育成畑 事業費の20パーセント (山村振興法に基づく指 事業(担い手育成畑 事業費の20パーセント (山村振興法に基づく指 地帯総合整備事業に 地帯総合整備事業に 定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農 定地域、半島振興法に基づく指定地域、特定農 限る。) 山村地域における農林業等の活性化のための基 限る。) 山村地域における農林業等の活性化のための基 盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過 盤整備の促進に関する法律に規定する地域、過 疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 疎地域自立促進特別措置法に規定する地域、急 に規定する地域、急傾斜地帯に該当する地域又 傾斜地帯に該当する地域又は棚田地域振興法に は棚田地域振興法に基づく指定地域の場合は、 基づく指定地域の場合は、事業費の17.5パーセ 事業費の175パーセント) ント) 離島振興法に基づく指定地域の場合 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の16.5パーセント 事業費の16.5パーセント 略 農村災害対策整備事 調査計画事業 農村災害対策整備事 調査計画事業 事業費の25パーセント 事業費の25パーセント 業 業 整備事業 (農業生産基盤整備に係るものに限る。) 整備事業(農業生産基盤整備に係るものに限る。)

離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント(山村振興法に基づく 指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特 定農山村地域における農林業等の活性化のた めの基盤整備の促進に関する法律に規定する 地域、過疎地域の持続的発展の支援に関する 特別措置法に規定する地域又は棚田地域振興 法に基づく指定地域のうち、知事が定める基 準に該当する地域の場合にあっては、事業費 の16パーセント) 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の21パーセント(知事が定める基準に 該当する地域の場合にあっては、事業費の11 パーセント) 離島振興法に基づく指定地域、特定農 山村地域における農林業等の活性化のための基 盤整備の促進に関する法律に規定する地域、特定農 山地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 に規定する地域又は棚田地域振興法に基づく指 定地域の場合は、事業費の11パーセント) 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の6パーセント	離島振興法に基づく指定地域以外の地域の場合 事業費の21パーセント(山村振興法に基づく 指定地域、半島振興法に基づく指定地域、特 定農山村地域における農林業等の活性化のた めの基盤整備の促進に関する法律に規定する 地域、過疎地域自立促進特別措置法に規定す る地域又は棚田地域振興法に基づく指定地域 のうち、知事が定める基準に該当する地域の 場合にあっては、事業費の16パーセント) 離島振興法に基づく指定地域の場合 事業費の21パーセント(知事が定める基準に 該当する地域の場合にあっては、事業費の11 パーセント)
--	--

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の長崎県営土地改良事業分担金徴収条例の規定は、令和3年度以降の事業について適用し、令和2年度以前の事業については、なお従前の例による。

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

# 長崎県条例第49号

長崎県建築関係手数料条例の一部を改正する条例 長崎県建築関係手数料条例(平成12年長崎県条例第16号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

		改正	E後			改正前						
表第]	1 (第2条関	月係)				別表第1 (第2条関係)						
番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額		番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
1~64	略						1~64	略				
65	の普及の促進	長期優良住宅 建築等計画認 定申請手数料	(1) 一戸建住宅用供 (人外の部は では、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの		61,000円		65	の普及の促進	長期優良住宅 建築等計画認 定申請手数料	(1) 一戸建住宅用 (1) 一戸建住の用 (1) 一戸建住の用 (1) 中の居用途をに (1) 中の居用途をに (2) のの用分のののののののののののののののののののののののののののののののののの	1件	60,000

○   1書のに認。) 4 基用  る確そ  載能下次でを書したこ項確認。) 4 基用  る確を  載能下次でを書して、項でのきったこ項確認。) 4 基用  る確を  数では、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一	1件同	15,000円 86,000円 23,000円		価の促る第す性を当住画第第。。準いす下次でと提の提の書る 第規を既住改 提の提の 等宅こに。 面応次をたしる未じに認住でのす条定を関が良計条(く基で証以びい」のものも 能出 時1るい戸築合金のが適が 地域の 第第よて一増場適が適が 両いう及で築掲区そめをのたに職性を関5規と関5による。こ項「い出 出 のも 新来にけののの 出 出 けいう及で築掲区そめをのたに難して、一方のが適が は、のものも を住下項じ合床にれ額したのがある。 第3 (でのおの次積じに認住で、円度においては、のものも を住下項じ合床にれ額に、一方のが適が に、現認なせて 正 いばる はの以び同のが分れる申数金のがに、第3 (でのおの次積に、10 (でのおのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがでは、10 (でのがででは、10 (でのがででは、10 (でのがででがででのがでででのがででででで、10 (でのがででででがでで、10 (でのがでででで、10 (でのがでででででがでででがでのがででででででがで、10 (でのがでででででででででででででがででででででででででででででででででででで	回 1件	7,000円 19,000円 85,000円 11,000円
ア <u>確認書又は</u> <u>確認済住宅性</u> <u>能評価書</u> の提 出がないもの (ア) 500平方	1件	134,000円		た場合には、これを切り捨てる。) ア性能評価書 又は適合証の提出がないもの (ア) 500平方	1 件	133,000円
メートル以 内 (イ) 500平方		215,000円		メートル以 内 (イ) 500平方		214,000円
メートルを 超え1,000 平方メート ル以内				メートルを 超え1,000 平方メート ル以内		
(ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート	同	424,000円		(ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート	同	423,000円
ル以内 (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000	同	759,000円		ル以内 (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000	同	758,000円

平方メート				平方メート		
ル以内 (オ) 略	略	略		ル以内 (オ) 略	略	略
(力) 10,000平		2,413,000円		(カ) 10,000平		2,412,000円
方メートルを				方メートルを		
超え20,000 平方メート				超え20,000 平方メート		
ー ー ー ー ー ー ー ー ル以内				ル以内		
(キ) 20,000平		3,448,000円		(キ) 20,000平	同	3,447,000円
方メートルを 超え30,000				方メートルを 超え30,000		
超え30,000 平方メート				超え30,000 平方メート		
ル以内				ル以内		
(2) 30,000	1	4,224,000円		(ク) 30,000平	同	4,223,000円
カメートル を超えるも				方メートル を超えるも		
				0		
イ確認書又は				イ適合証の提		
確認済住宅性				出があるもの		
出があるもの						
(ア) 500平方		28,000円		(ア) 500平方	同	15,000円
メートルレ 内	`			メートル以内		
(イ) 500平方	同	46,000円		(イ) 500平方	同	26,000円
メートルを				メートルを		
超え1,000 平方メート				超え1,000 平方メート		
ル以内				ル以内		
( <del>'</del> ) 1,000 <del>'</del>		77,000円		(ウ) 1,000平	同	38,000円
方メートルを 超え3,000				方メートルを 超え3,000		
平方メート				平方メート		
ル以内		100000		ル以内		
(エ) 3,000平 方メートルを		123,000円		(エ) 3,000平 方メートルを	问	72,000円
超え5,000	)			超え5,000		
平方メート				平方メート		
ル以内 (オ) 5,000平	: la	188,000円		ル以内 (オ) 5,000平	同	124,000円
カメートルを		100,00011		方メートルを	l <sub>1-1</sub>	124,000  1
超え10,000				超え10,000		
平方メート ル以内				平方メート ル以内		
(力) 10,000平	: 同	319,000円		(カ) 10,000平	同	205,000円
方メートルを				方メートルを		
超え20,000 平方メート				超え20,000 平方メート		
ル以内				ル以内		
(キ) 20,000平		404,000円		(キ) 20,000平	同	252,000円
方メートルを 超え30,000				方メートルを 超え30,000		
平方メート				平方メート		
ル以内	. _			ル以内	_	
(ク) 30,000平 方メートル		459,000円		(ク) 30,000平 方メートル	问	269,000円
を超えるも				を超えるも		
Ø				O and the star for the		
				<u>ウ</u> 性能評価書 の提出がある		
				もの		
				(ア) 500平方	同	71,000円
				メートル以		
				(1) 500平方	同	114,000円
				メートルを		
				超え1,000平方メート		
				ル以内		
				(ウ) 1,000平	同	216,000円
				<u>方メートルを</u> 超え3,000		
				<u>超 え 3,000</u> 平方メート		
				ル以内		
				<u>(エ)</u> 3,000平 方メートルを	回	370,000円
				<u>カメートルを</u> 超え5,000		
				平方メート		
				<u>ル以内</u> (オ) 5,000平	듐	570,000円
	1	1	1 1 1	例 5,000平	<u>141</u>	<u>570,000円</u>

					方メートルを 超え10,000 平方メート ル以内		
					(カ) 10,000平 方メートルを 超え20,000 平方メート	<u>同</u>	1,038,000円
					<u>ル以内</u> (キ) <u>20,000平</u> 方メートルを 超え30,000 平方メート	<u>同</u>	1,416,000円
					ル以内 (ク) 30,000平 方メートル を超えるも	<u>同</u>	1,713,000円
				-	<u>Ø</u>		
(4) 新築時に法第 6条第1項の規 定による認定を 受けていない既 存の共同住宅等				(	4) 新築時に法第 6条第1項の規 定による認定を 受けていない既 存の共同住宅等		
の増築又は改築 の場合 次に掲 げる床面積の区 分に応じた金額					の増築又は改築 の場合 次に掲 げる床面積の区 分に応じ、それ ぞれ次に定める		
					金額を認定を申 請した住戸の数 で除して得た金 額(その額に		
アー確認書の提					100円未満の端 数が生じた場合 には、これを切 り捨てる。) ア 適合証の提		
出がないもの (ア) 500平方 メートル以 内		201,000円			出がないもの (ア) 500平方 メートル以 内	1件	200,000円
(イ) 500平方	同	322,000円			(イ) 500平方	同	321,000円
メートルを 超え1,000 平方メート ル以内					メートルを 超え1,000 平方メート ル以内		
(ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート		636,000円			<ul><li>(ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート</li></ul>	同	635,000円
ル以内 (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000		1,138,000円			ル以内 (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000	同	1,137,000円
平方メート ル以内 (オ)~(キ) 略 (ク) 30,000平 方メートル	略同	略 <u>6,335,000円</u>			(ク) 30,000平 方メートル	略同	略 <u>6,334,000円</u>
を超えるも の イ <u>確認書</u> の提 出があるもの					を超えるも の イ <u>適合証</u> の提 出があるもの		
(ア) 500平方 メートル以 内		42,000円			(ア) 500平方 メートル以 内		22,000円
(イ) 500平方 メートルを 超え1,000 平方メート		69,000円			(イ) 500平方 メートルを 超え1,000 平方メート	同	40,000円
ル以内 (ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート		115,000円			ル以内 (ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート	同	58,000円
ル以内 (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000		185,000円			ル以内 (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000	同	108,000円

			平方メート ル以内 (オ) 5.000平 方メートルを 超方メート ル以内 (カ) 10,000平 方メートル以内 (キ) 20,000 平方メート ル以内 (キ) 20,000平 方メートル以内 (ク) 30,000平 方メートル を超えるも の	同同同同	<u>282,000円</u> <u>479,000円</u> <u>606,000円</u>				平方メート ル以内 (オ) 5,000平 方メートルを 超大ス・10,000 平方メート ル以内 (カ) 10,000平 方メートルウ (キ) 20,000 平方メート ルコ 20,000 平方メートルウ (タ) 30,000 平がよるも の	同同同	<u>186,000円</u> <u>308,000円</u> <u>378,000円</u> <u>404,000円</u>
66	の普及の促進	建築等計画変 更認定申請手	日 月 第 規を 以い定 ) 完 質等律 項設評こて ] 又性 関条定 宅 関が良計条号 び除げ合と類項適い出 日 2 法の で 2 と 関 で 2 は 2 を 以い定 ) のに準い理の は 2 は 2 を 以い定 ) のに準い 2 は 2 を 以い定 ) のに準い 2 を 以い定 ) のに 3 を は 3 を は 3 を は 3 を は 4 と 3 を は 4 と 3 を な な な な な な な な な な な な な な な な な な		30,500円	66	の普及の促進	建築等計画変 更認定申請手	<ul> <li>(1) 一戸建て住宅</li> <li>ア (主) を (</li></ul>	略	

	イ 確認書又は 確認済住宅性 能評価書の提 出があるもの	7,500円	
	<u>田基準認定住</u> <u>宅で、新築時に</u> 法第6条第1項 の規定による認 定を受けていない既存の一戸建 て住宅の増築又 は改築の場合 ア及びイ 略		2)     新築時に法第       6条第1項の規定による認定を受けていない既存の一戸建て住宅の増築又は改築の場合       ア及びイ 略
	<ul> <li>新基準認定住</li> <li>宅で、新築時に</li> <li>法第6条第1項</li> <li>の規定による認定を受けていない既存の一戸建て住宅の増築又は改築の場合と</li> <li>上が確認書の提出がないものイー確認書の提出があるもの</li> </ul>	<u>43,000円</u> <u>11,500円</u>	
(5	回基準認定住 宅の共同住宅等 の新築の場合 建築物の計画変 更に係る部分の 床面積の2分の 1の面積(床面 積が増加する場 合にあっては これに当該増加 する部分の床面 積を加算した面 積)について、		
	次に掲げる床面 積の区分に応 じ、それぞれ次 に定める金額を 認定を申請した 住戸の数で除し て得た金額(そ の額に100円未 満の端数が生じ れを切り捨て る。) ア性能評価書		
	又は適合証の 提出がないも の (ア) 500平方     1件	133,000円	
	<u>メートル以</u> 内 <u>(イ) 500平方</u> メートルを	214,000円	
	超え1,000 平方メート ル以内 (ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000	423,000円	
	<u>平方メート</u> ル以内 エ 3,000平 方メートルを 超え5,000 平方メート	758,000円	
	ル以内 (オ) 5,000平 方メートルを 超え10,000	1,304,000円	
	<u>平方メート</u> ル以内 <u>か</u> 10,000平 <u>同</u>	2,412,000円	

方メートルを		
超え20,000		
平方メート ル以内		
(キ) 20,000平 同	3,447,000円	
方メートルを	2, 1,111	
超え30,000		
平方メート		
<u>ル以内</u> ( <u>ク</u> ) 30,000平 同	4,223,000円	
カメートル	4,223,000	
を超えるも		
<u>0</u>		
<u>イ</u> 適合証の提		
出があるもの	15 000	
(ア) <u>500平方</u> 同 メートル以	15,000円	
<u>内</u>		
(イ) 500平方 同	26,000円	
メートルを		
超え1,000		
平方メート ル以内		
(ウ) 1,000平 同	38,000円	
方メートルを		
超え3,000		
平方メート ル以内		
(工) 3,000平 同	72,000円	
方メートルを	12,00011	
超え5,000		
平方メート		
<u>ル以内</u> (オ) 5,000平 同	124,000円	
カメートルを	121,000  1	
超え10,000		
平方メート		
<u>ル以内</u> (カ) 10,000平 同	205,000円	
カメートルを	203,0001 1	
超え20,000		
平方メート		
ル以内	050 000 [1]	
(キ) <u>20,000平</u> 同 方メートルを	252,000円	
超え30,000		
平方メート		
ル以内		
(ク) 30,000平 同	269,000円	
<u>方メートル</u> を超えるも		
<u>σ</u>		
ウ 性能評価書		
の提出がある		
<u>もの</u> (ア) 500平方 同	71,000円	
メートル以   一	11,0001 ]	
<u>内</u>		
(1) 500平方 同	114,000円	
メートルを 切 シュ 000		
超え1,000 平方メート		
<u> </u>		
(ウ) 1,000平 同	216,000円	
方メートルを		
<u>超え3,000</u> 平方メート		
<u> </u>		
(工) 3,000平 同	370,000円	
方メートルを		
超え5,000		
<u>平方メート</u> ル以内		
(オ) 5,000平 同	570,000円	
方メートルを		
超え10,000		
平方メート ル以内		
(カ) 10,000平 同	1,038,000円	
方メートルを		

超え20,000 平方メート ル以内 (主) 20,000平 方メートル 超え30,000 平方メート ル以内 (ク) 30,000平 方メートル を超えるも の (6) 新基準認定住 宅の執象の場合	1件	1.416.000円  1.713.000円  建変分2積増にこ加床しつの区金  物に床の床の下すっているでは、増の質には応いに応いたのには部を積いげじた。 はいのでは、増の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場の質に項るでは、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合では、場合	(3) 共同住宅等の 新築の場合
(7) 旧基準認定住 宅で、6条第1項 ので、6条第1項 の定を第名ないに 定を第名ないに を実施の場合 で、6条第1項 ので、6条第1項 ので、6条第1項 ので、7年 ので、7年 の場合に で、7年 ので 7年 ので 7年		<u>200,000円</u>	
(4) 500平方 メートルを 超え1.000 平方メート ル以内 (ウ) 1.000平 方メートルを 超え3.000	_	321,000円 635,000円	
平方メート ル以内 (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000 平方メート	<u>同</u>	1,137,000円	
<u>ル以内</u> (オ) 5,000平 方メートルを 超え10,000 平方メート	同	1,956,000円	

	<u>ル以内</u> (カ) 10,000平 カメートルを 超え20,000	回	3,619,000円					
	平方メート ル以内 (キ) 20,000平 方メートルを 超え30,000	回	5,171,000円					
	<u>平方メート</u> ル以内 (ク) 30,000平 方メートル を超えるも	<u>同</u>	6,334,000円					
	<u>イ</u> <u>適</u> 合証の提 出があるもの (ア) 500平方 メートル以 内	<u>同</u>	22,000円					
	(イ) 500平方 メートルを 超え1,000 平方メート	同	40,000円					
	<u>ル以内</u> (ウ) 1,000平 方メートルを 超え3,000 平方メート	<u>同</u>	58,000円					
	<u>ル以内</u> (エ) 3,000平 方メートルを 超え5,000 平方メート	<u>同</u>	108,000円					
	<u>ル以内</u> (オ) 5,000平 方メートルを 超え10,000	<u>同</u>	186,000円					
	平方メート ル以内 (カ) 10,000平 方メートルを 超え20,000	同	308,000円					
	<u>平方メート</u> ル以内 (キ) 20,000平 方メートルを 超え30,000	<u>同</u>	378,000円					
	平方メート ル以内 (ク) 30,000平 方メートル <u>を超えるも</u> の	<u>同</u>	404,000円					
	(8) 新基準認定住 宅で、新築時に 法第6条第1項 の規定による認 定を受けている い既存の共同住 宅等の増築又は 改築の場合		変分2積増にこ加床しつのの分のでである。 展面の積増にこ加床していているでは、 のでは、 のでは、 のでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、				(4) 新築時に法第 6条第1項の規 定による認定を 受けてい配 存の共同又は改築 の場合	1件 建築物の計画部 変更床面積に係面積の 2分の面積(床面る切り でであるでは が合いにはいるでは が合いには が合いに にたいるでは がったい。 にたいない。 にたい。 にたい。 にたい。 にたい。 にたい。 にたい。 にたい。 にた
			の(4)に掲げる 区分に <u>応じた</u> <u>金額</u>					の(4)に掲げる 区分に応じ、 それぞれ定め る金額を変更 認定申請住して 例を変に額(こ100円が 生でた場合に は、これを切り捨てる。)
67 長期優良住宅 認	定長期優良 略			67	長期優良住宅	認定長期優良	略	り拾くる。)

	に関する法律 画に基づく建 第9条第1項 築に係る住宅					第9条第1項	画に基づく建築に係る住宅		
	の規定に基づ					く譲受人を決 定した場合に	の譲受人を決定した場合における変更認定申請手数料		
68 略	の申請に対す る審査			-	略				
<u>68∅ 2</u>	長期優良住宅 の普及の促進 に関する法律 第18条第1項 の規定に基づ く建築物の容 積率に関する 特例の許可の 申請に対する 審査	1件	160,000円	000	明白				
69~76	略			69	~76	略			
				1					

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年2月20日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例による改正後の長崎県建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行日以後にされる申請等に係る手数料について適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和3年12月28日

長崎県知事 中村 法道

# 長崎県条例第50号

長崎県警察関係手数料条例の一部を改正する条例 長崎県警察関係手数料条例(平成12年長崎県条例第31号)の一部を次のように改正する。 次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

	改正後						改正前						
別表	別表第7 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表 (第2条関係)						別表第7 銃砲刀剣類所持等取締法関係手数料表 (第2条関係)						表
番	号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額		番号	事務の名称	手数料の名称	区分	単位	金額
		銃砲が等この がいる。 対象ではいる。 対象をはいる。 対象をはいる。 がある。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 がる。 が	<u>剣類の所持許</u> 可申請手数料			6,800円(当該 申請を行うに 事情を行うに 事態に他の 事態に他の 事態に の 所 事に の 所 前 まで は 空 に と 空 に と 空 に と 空 に と 空 に と 空 に と 空 に き で る の の の の の の の の の の の の の の の の の の		1	銃砲刀剣類所持下の別類所持下で、の別額を取締表においう頭を変える。 一条を発生のでは、一条を表生のでは、一条を表生のでは、一条を表生のでは、一条を表生のでは、一条を表生のでは、一条を表して、そのでものです。そのでものでするとなって、そのでものです。そのでするとなって、そのでするとなって、そのでものでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのですることをなって、そのでするとなって、そのですることをなるとなって、そのでするとなって、そのでするとなって、そのですることをなることをなることをなることをなることをなることをなることをなることをな	持許可申請手	(1) 法第44条第の 租実には持名1よ空には持い の現る同様に者号づい ではおりでは、 のの現る同様では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1件	6,800円 (当該 申請を行う者で行う者で行う者でに他の事業に他の事業を 1年を第1年を 1年を 1年を 1年を 1年を 1年を 1年を 1年を 1年を 1年を

			(2) 法第4条第 1項第1号の 規定によるクロスボウの所 持の計可を現 に受けている 者に対するに基づくの規定にボボウの申請に係 る審査		6.800円(当該 申請を行う者が 本県において同 時に他の法第4 条第1項を1号 の規定に基づく クロスボウの所 持の許可の申記 ける当該他の同 号の規定に基づ くクロスボウの 所持の許可の申 請に係る審査 にあっては、 4.300円)				(2) (1)以外の者	略	
<u>2及</u> <u>4</u>	び3 略 <u>法第5条の3の</u> <u>2第1項の規定</u> に基づくクロス ボウの取扱いに 関する講習会の 開催		(1) 現に法第4 条第1項第1 号の規定によ る許可を受け てクロスボウ を所持してい る者に対する 講習会	1人	3.000円	2及	び3 略				
	     		(2) (1)以外の者	1人	6,900円	<sub> </sub>	び5 略				
<u> </u>	法第6条第1項 の規定に基づ 国際競技に参加するが入国する外国人の銃砲 等又は刀剣類の 所持の許可の申 請に対する審査	加するため入 国する外国人 の <u>銃砲等又は</u> 刀剣類の所持 許可申請手数	略			6	法第6条第1項 の規定に基づく 国際競技に参加するが入国する外国人の <u>銃砲</u> 又は刀剣類の所 持の許可の申請 に対する審査	加するため入 国する外国人 の <u>銃砲刀剣類</u> 所持許可申請	略		
<u>8</u> 及	び <u>9</u> 略					<u>7</u> 及	び <u>8</u> 略				
10	法 2 項 3 年 第 2 項 3 年 第 2 項 4 年 3 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5 年 5	<u>空気銃又はク</u> ロスボウの所 持許可更新申	証の交行条の 3第1項の 2 年 2 年 3 第 2 年 3 第 2 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 3 年 5 年 5		7.200円 (7.200円 (7.20	9	法第3の3年の3年の3年の3年の3年の3年の3年の3年の3年の3年の3年の3年の3年	<u>銃</u> の所持許可 更新申請手数	(1) 新たな許可証の交付を伴う場合		7.200年条規可をけ項く申及行お第1づをけの定の係て0円をに他3に更う当規可に当者て条の許う当第基新審、1、1の1の1の1のでは、1、1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の1の

新市       (3)       新たな計画       1件         本の審査       1件       1件	申本時条規統所新場該定又持の査をに法第基空許引の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第一の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の第二の	(2) 新たな許可 証の交付を件 わない <u>場合</u>	1件 6.800円では、10円のでは、10円のでは、10円
証の交付を伴 わない法第7 条の3第1項 の規定に基づ くクロスボウ の所持の許可 の更新の申請 に係る審査	申請を行う者が 本原にの第1項の 規定に第項の 規定に当項の更新の 申請とは第一次 の更適益の 申請とは のの更新の 申請とは ののの 申請とは ののの 申請とり のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの のの		

112~	- <u>16</u> 略	行う場合における当該第7条の 3第1項の規定 に基づくクロス ボウの所持の許 可の更新の申請 に係る審査にあっては、4,400円)	<u>10</u> ~ <u>15</u> 略	発行者 長 崎市
17	法第9条の16第       クロスボウ射         1項の規定に基       撃資格認定申         づく射撃練習を       行う資格の認定の申請に対する         審査       事	1件 申請を行う者が 本県において同 時に他の法第9 条の16第1項の 規定に基で行う資 格の認定の申請 を行う場合にお ける当該他の同 項の規定に基づ		長崎市尾上町三番一号長 崎 県
		く射撃練習を行う資格の認定の申請に係る審査にあっては、         5.600円)		電話代表(八

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年3月15日(以下「施行日」という。)から施行する。 (経過措置)

2 この条例による改正後の長崎県警察関係手数料条例の規定は、この条例の施行日以後にされる申請等に係る手数料から適用し、施行日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

九五)二一四

印刷人 岩 永 泰 明印刷所 長崎市弥生町八番三十号 株式会社 岩永印刷所